

# 熊本県公報

第 1 1 5 3 6 号  
平成 19 年 4 月 11 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 指定居宅サービス事業所等の指定 (通所介護).....(高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所等の指定 (介護予防通所介護).....( " ) 1
- 道路の区域変更.....(道路保全課) 1
- 道路の供用開始.....( " ) 2
- ".....( " ) 2
- ".....( " ) 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護).....(高齢者支援総室) 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護).....( " ) 3
- 指定居宅サービス事業所の指定 (通所介護).....( " ) 3
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防通所介護).....( " ) 4

**公 告**

- 道路の位置指定.....(建 築 課) 4
- 開発行為工事完了.....( " ) 4

**登 載 依 頼**

- 県立学校ウィルス対策ソフトウェアのライセンス調達.....(教育政策課) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 369 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
黒髪介護センターゆうデイサービスセンター 熊本市黒髪六丁目 7 番 7 号	医療法人杏友会	平成 19 年 4 月 2 日

### 熊本県告示第 370 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
黒髪介護センターゆうデイサービスセンター 熊本市黒髪六丁目 7 番 7 号	医療法人杏友会	平成 19 年 4 月 2 日

### 熊本県告示第 371 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 4 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	阿蘇吉田 線	阿蘇市黒川西大門 1157 番 1 地先から	前	8.0 ～ 18.4	462.0	交安統合
		同市黒川字原ノ上 916 番 1 地先まで	後	12.2 ～ 21.4		
		阿蘇市黒川堂床 1497 番 3 地先から	前	10.4 ～ 11.4	81.3	
		同所 1499 番 6 地先まで	後	10.4 ～ 14.0	80.1	
一般 県道	阿蘇停車 場線	阿蘇市黒川西中原 1440 番 7 地先から	前	10.6 ～ 12.4	64.6	
		同市黒川原口 1482 番 2 地先まで	後	16.2 ～ 18.4	62.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 4 月 11 日

熊本県告示第 372 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成 19 年 4 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	小川嘉島線	下益城郡城南町大字藤山字上小木原 154 番 3 地先から 同町大字塚原字小木原 339 番 3 地先まで	63.6	24 条 工事

2 供用を開始する期日 平成 19 年 4 月 11 日

熊本県告示第 373 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成 19 年 4 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

一般県道	郡浦網田線	宇城市三角町郡浦	110.0	単道改
		同所		
		3389 番 3 地先から		
		3447 番 13 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 4 月 11 日

**熊本県告示第 374 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 4 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	熊本空港線	熊本市江津二丁目	142.0	住宅基盤整備工事
		同所		
		502 番 1 地先から		
		443 番 1 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 4 月 11 日

**熊本県告示第 375 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
社会福祉法人煌介護支援センター・笑ほたる 宇城市豊野町糸石 3896 番地 1	社会福祉法人煌	平成 19 年 4 月 3 日

**熊本県告示第 376 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
社会福祉法人煌介護支援センター・笑ほたる 宇城市豊野町糸石 3896 番地 1	社会福祉法人煌	平成 19 年 4 月 3 日

**熊本県告示第 377 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス風花	医療法人村上会	平成 19 年 4 月 1 日

上天草市姫戸町姫浦 652 番地 1

**熊本県告示第 378 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【介護予防通所介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス風花 上天草市姫戸町姫浦 652 番地 1	医療法人村上会	平成 19 年 4 月 1 日

**公 告****熊本県公告第 340 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 菊池市玉祥寺 317 番地 8
- 2 築造者の氏名 山本千代徳
- 3 道路の位置 菊池市玉祥寺字北原 317 番 2 及び水路の一部
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 34.10 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 3 月 27 日
- 7 指定番号 菊池景建第 77 号

**熊本県公告第 341 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
阿蘇市黒川字涌口 2218 番の一部、同 2223 番、同 2223 番 1 の一部、同 2224 番、同 2225 番、同 2227 番、同 2228 番、同 2229 番、同 2230 番 1、同 2230 番 2、同 2230 番 3、同 2230 番 4、同 2231 番、同 2232 番 1、同 2232 番 2、同 2232 番 3、同 2233 番、同 2289 番及び里道の一部  
16,185.00 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
阿蘇市黒川 2163 番地  
株式会社阿蘇熊牧場

**登 載 依 頼****熊本県教育委員会公告第 7 号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 4 月 11 日

熊本県教育委員会委員長 古 川 紀美子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量  
県立学校ウィルス対策ソフトウェアのライセンス調達 一式
  - (2) 調達ライセンスの内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成 19 年 5 月 11 日（金）
  - (4) 納入場所  
仕様書のとおり

- (5) 入札方法
- ア 入札金額は、当該ライセンス調達に係る総額とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（平成 14 年熊本県告示第 839 号）による審査のうち、入札参加資格を有するとして、紙、文具、事務機類販売業種、電気製品並びに電気関係機械器具類販売業種又は電気通信機材、器具類販売業種に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の (3) の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 競争入札参加資格確認申請書を平成 19 年 4 月 20 日（金）までに熊本県教育庁教育政策課広報・情報班に提出し審査を受け、承認を受けたものであること。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
- 平成 19 年 4 月 11 日（水）から平成 19 年 4 月 20 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
- 4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
- 4 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 競争入札参加資格確認結果の通知
- 競争入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
- 熊本県教育庁教育政策課広報・情報班（熊本県庁行政棟新館 7 階）  
郵便番号 862-8609 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-333-2674（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
- 4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
- 平成 19 年 4 月 11 日（水）から平成 19 年 4 月 24 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
- 4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成 19 年 4 月 25 日（水） 午前 10 時 30 分
- イ 場所 熊本県庁新館 8 階第 801 会議室
- (4) 入札書の提出方法
- 5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 19 年 4 月 24 日（火）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
- 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（当該調達役務の利用期間（1 年間）に係る総額）の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に

- 県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から10日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申し出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。